

## 情報通信審議会 総会の文書による審議の結果について

（「生産性向上のための ICT 共通基盤の整備（諮問第 11 号）及び「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方」（諮問 12 号）の「情報通信政策部会」への付議）

標記について、総会で緊急に審議を行い、部会に付議するなどの手続きを進める必要があったことから、情報通信審議会議事規則第二条第三項の規定に基づき、下記のとおり文書による審議を行った。

### 記

#### 1 審議の内容

総務大臣より諮問のあった「生産性向上のための ICT 共通基盤の整備」（平成 19 年 6 月 11 日 諮問第 11 号）及び「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方（平成 19 年 6 月 14 日 諮問第 12 号）に関し、各諮問案件を情報通信政策部会に付議することについて疑義があるかどうか、情報通信審議会委員（29 名）に文書を送付し回答を求めた。

#### 2 審議の結果

29 名中 28 名の委員より了解する旨の回答を得たことにより、本件は情報通信政策部会に付議されることとなった。

#### 3 付議日

6 月 19 日（火）

#### 【参考】

情報通信審議会議事規則

#### 第二条

3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、会長が召集する次の会議に報告しなければならない。

#### 第十一条

5 部会への付議について疑義のあるときは、会長又は分科会長及び関係部会長が協議する。



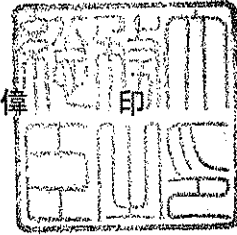
諮 問 第 11 号  
平成 19 年 6 月 11 日

情報通信審議会  
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣 菅

義偉

印



諮問書

下記について諮問する。

記

生産性向上のための ICT 共通基盤の整備方策

## 諮問第11号

### 生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策

#### 1 諮問理由

我が国ICT産業の実質GDP成長に対する寄与度は40%に及んでいる。諸外国においても、2000年から2004年までのEUの経済成長の50%はICTによるものと報告されており(2007年3月、欧州委員会報告書)、ICTが経済成長をけん引している。

他方、日米を比較すると、1995年から2000年にかけての実質ICT投資の伸びは、米国180%、日本37%であり、これを反映して実質GDPの伸びは、米国25%であるのに対し、日本は5%と低調であった。

また、2000年から2004年までのICT投資とGDPの関係も同様の傾向を示している。

このように、米国の1990年代後半以降の高い経済成長は、企業のICT投資の増大に支えられたのに対し、この間、我が国のICT投資の伸びは低調であり、今後の我が国の経済成長を更にけん引するためにはICT投資の加速化が求められている。

そのような流れの中、総務省では「ICT改革促進プログラム」(平成19年4月20日公表)において、経済成長寄与度の高いICT産業の国際競争力を強化することにより、人口減少社会下の我が国経済を新たな成長のトレンドに乗せるため、サービス産業、中小企業等ICT利用産業の生産性向上のため、実社会とネットワーク上の活動を結びつける総合的なコード(番号)体系の検討やASP・SaaS等の新たなネットワーク・サービスの普及促進のための環境整備など、ICT共通基盤の整備に取り組むとしたところである。

そこで、オープンで総合的なコード体系の在り方、業種・業界横断での電子タグの導入・普及方策、ASP・SaaSの普及促進・高度化方策等、生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策について、情報通信審議会に諮問するものである。

#### 2 答申を希望する事項

生産性向上のためのICT共通基盤の整備を図るため、以下の事項について答申を希望する。

- (1) オープンで総合的なコード体系の在り方
- (2) 業種・業界横断での電子タグの導入・普及方策
- (3) ASP・SaaSの普及促進・高度化方策

#### 3 答申を希望する時期

平成20年3月目処

#### 4 答申が得られた時の行政上の措置

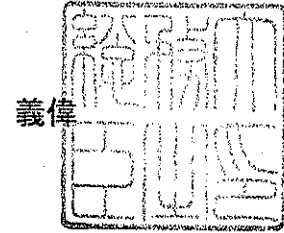
今後の情報通信行政の推進に資する。



諮問第12号  
平成19年6月14日

情報通信審議会  
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣 菅



諮問書

下記について諮問する。

記

「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方

## 諮問第12号

### 「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方

#### 1 諮問理由

グローバル市場におけるICT産業の国際競争力を高め、我が国の経済成長及び国民生活の一層の向上を図るため、総務省は、本年、ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日）を策定した。この中で、コンテンツについては、次期通常国会に向け「コンテンツ競争力強化促進法（仮称）」を検討し、コンテンツ流通の一層の促進を図ることとしている。

コンテンツ流通の促進を図る上では、権利の分散と、これに伴う権利関連情報の集約の必要性など、様々な課題が指摘されている。政府としては、10年間にコンテンツ市場の5兆円の拡大を目指す数値目標を掲げており、権利の尊重と、利用者の利便性の確保の双方のバランスに配慮しつつ、可能な限り早期に、こうした諸課題を解決することが必要である。

以上にかんがみ、グローバル市場で競争力を持つ放送番組などのコンテンツの製作と、そのマルチユースを促進し、透明でオープンな取引市場を形成するとともに、その成果をクリエイターや利用者に適切に還元していく観点から、コンテンツの競争力の一層の強化を図るための法制度の在り方について、情報通信審議会に諮問するものである。

#### 2 答申を希望する事項

- (1) コンテンツの取引に必要な情報の集約・公開等を行うための組織、制度等の在り方
- (2) コンテンツ保護と利便性のバランスに配慮しつつ、海賊版市場など不正流通の防止の実効性を更に高めるための、技術や制度等の在り方
- (3) より質の高いコンテンツの製作・供給を促進するための環境整備の在り方

#### 3 答申を希望する時期

平成20年1月

- 4 答申が得られた時の行政上の措置  
今後の情報通信行政の推進に資する。